

2020年（令和2年）5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

職員の任免，分限，賞罰その他の身分及び服務に関すること
に係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2020年（令和2年）4月27日付けで諮問（第1007号）された職員の任免，分限，賞罰その他の身分及び服務に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

第一東京弁護士会会長から，弁護士法第23条の2に基づき，職員課が行った懲戒処分の対象者及び該当事案について照会がなされた。

弁護士法第23条の2の規定は，個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，照会元に個人情報を目的外に提供することについて，条例第12条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

「照会事項（回答）」に記載のある事項（氏名及び生年月日を含む。）

イ 目的外に提供する相手方

第一東京弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。弁護士法第23条の2第1項では、弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる、とし、また、第2項では、弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としている。これらの規定は、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した第一東京弁護士会によって行われるものであり、受け取った情報については、弁護士法第23条において、守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会申出人である弁護士に確認したところ、本市職員が起こした交通事故に対する保険金の支払いについて、酒気帯び運転中に生じた事故は保険金支払いの対象外であることから、不当利得の疑いについて事実確認をしたい、とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、職員の任免、分限、賞罰その他の身分及び服務に関する事務に係る個人情報であり、他の手段では代替することが困難なものとする。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があると判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める、提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

また、個人情報を目的外に提供する場合、条例第12条第5項の規定において、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しており、本人に通知を行うことについて、不当利得返還請求手続等に支障が生じないことを照会申出人である弁護士に確認していることから、本人に通知を行うものとする。

(3) 添付書類

- ア 弁護士法第23条の2に基づく照会の写し
- イ 照会事項（回答）（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

照会申出人である弁護士に確認したところ、本市職員が起こした交通事故に対する保険金の支払いについて、酒気帯び運転中に生じた事故は保険金支払いの対象外であることから、不当利得の疑いについて事実確認をしたい。

本件の目的外に提供する個人情報、職員の任免、分限、賞罰その他の身分及び服務に関する事務に係る個人情報であり、他の手段では代替することが困難なものとする。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

以 上